

概要版

牧之原市 第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

(令和3年度から令和5年度)



令和3年3月
牧之原市

RIDEON
MAKINOHARA

1 計画の背景と趣旨

高齢化による介護ニーズの増加や多様化が進む中、これまで新たなサービスの創設をはじめ、医療と介護の連携や生活支援の充実など「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

今後も団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、本格的な高齢社会において高齢者一人ひとりが自立し、安心して生活できるよう、高齢者福祉施策の一層の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(計画年度:令和3年度から令和5年度)」を策定しました。

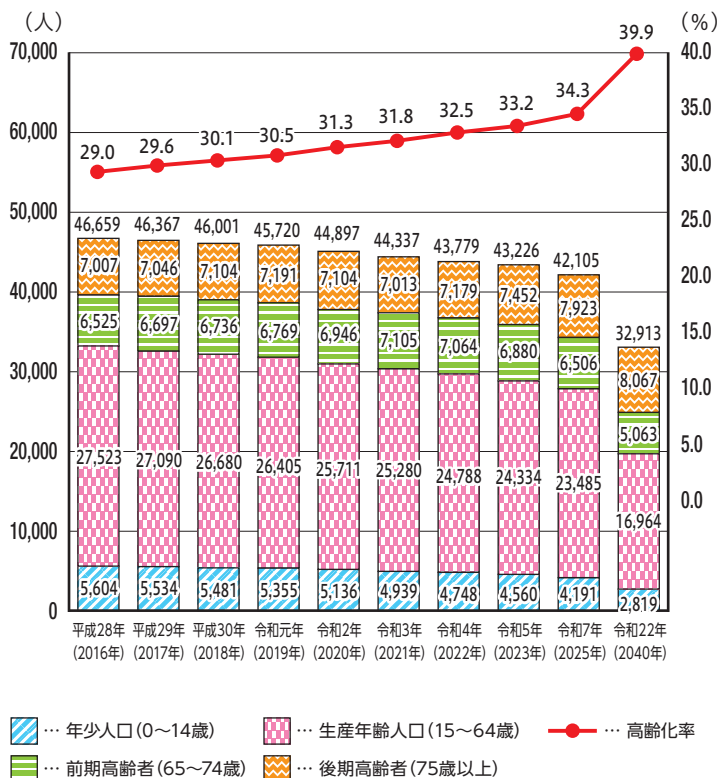
2 高齢者の現状と将来推計

牧之原市の人口は、令和2年(2020年)10月1日現在44,897人で減少傾向にあり、今期計画最終年の令和5年(2023年)には43,226人、令和22年(2040年)には32,913人になると見込まれます。一方今期高齢者数は微増傾向ですが、人口減少の影響を受け、高齢化率は上昇を続けます。

要支援・要介護認定者数は、令和2年(2020年)10月1日現在2,202人、うち65歳以上の第1号被保険者は2,155人で、認定率は15.3%となっています。

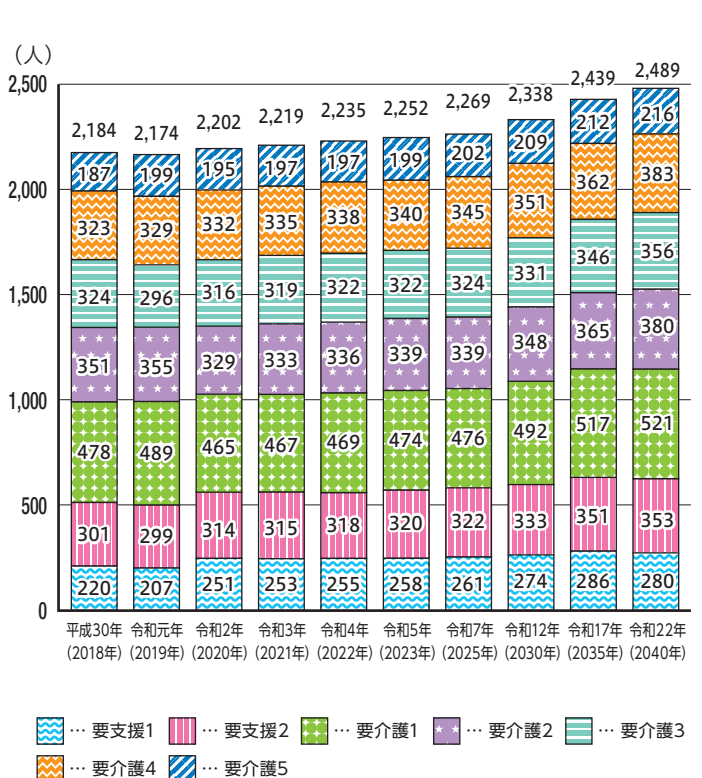
高齢者数の増加に伴って認定者数も増加し、高齢者数が減少に転じると予想される令和8年(2026年)以後は、75歳以上の後期高齢者数の増加などによって、認定者数も増加を続ける見込みです。令和22年(2040年)には、認定者数が2,489人まで増加し、認定率は18.7%になると予想されます。

【総人口の推移・推計】



資料:長寿介護課(平成28年~令和2年は住民基本台帳の10月1日現在値。令和3年以降は推計値)

【要支援・要介護認定者数の推計】

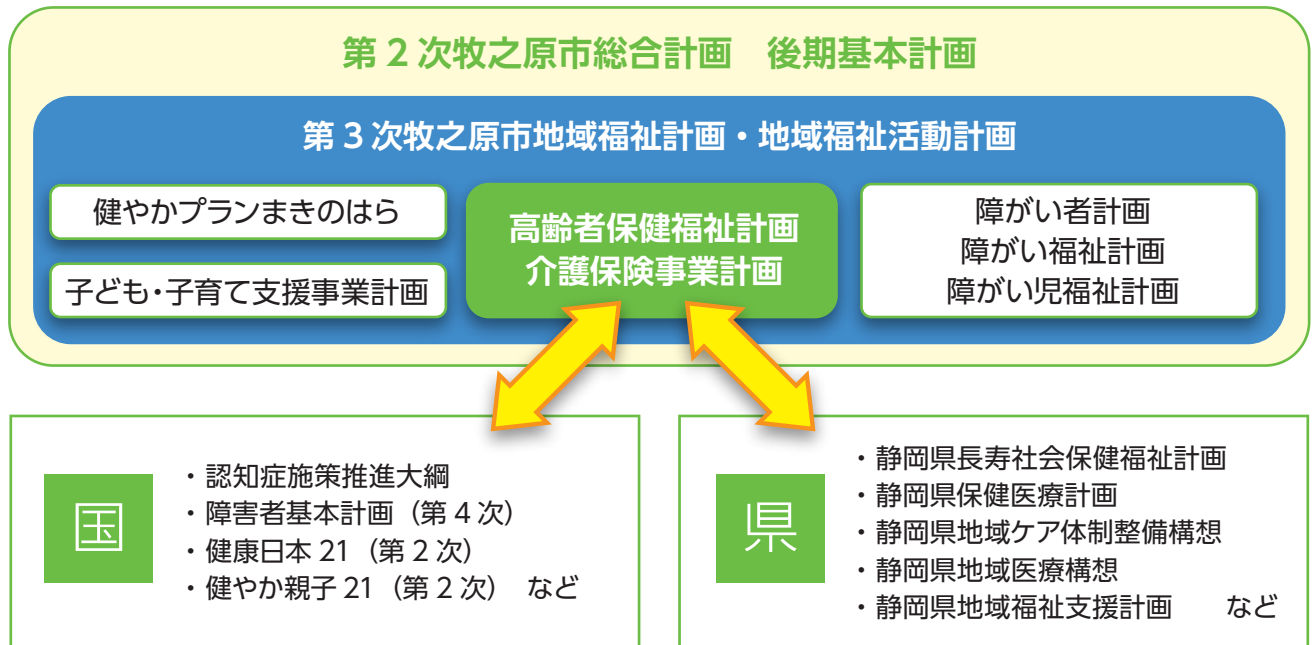


資料:介護保険事業状況報告月報9月分(平成30年~令和2年)令和3年以降は推計値

3 計画の位置づけ

この計画は、高齢者の保健福祉や介護保険事業に関する総合的な計画として、市の特性を踏まえるとともに、上位計画との整合を図って策定したものです。

また、市の関連計画や国・県の計画と連携した計画体系を目指しています。



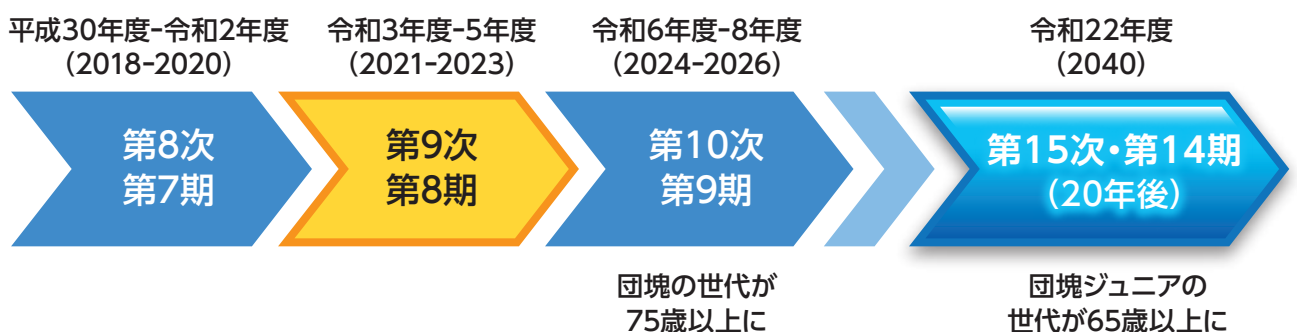
本計画の策定にあたり、高齢者の生活や健康状態を把握し、保健福祉サービスや介護保険サービスの利用意向を把握するため、令和元年度に「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」を実施しています。

また、本計画の策定にあたっては、社会全体で高齢社会に対する取組を行っていく必要があるため、行政機関内部だけでなく、保健・医療・福祉関係者や介護保険の被保険者等で構成された「牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3か年計画とします。

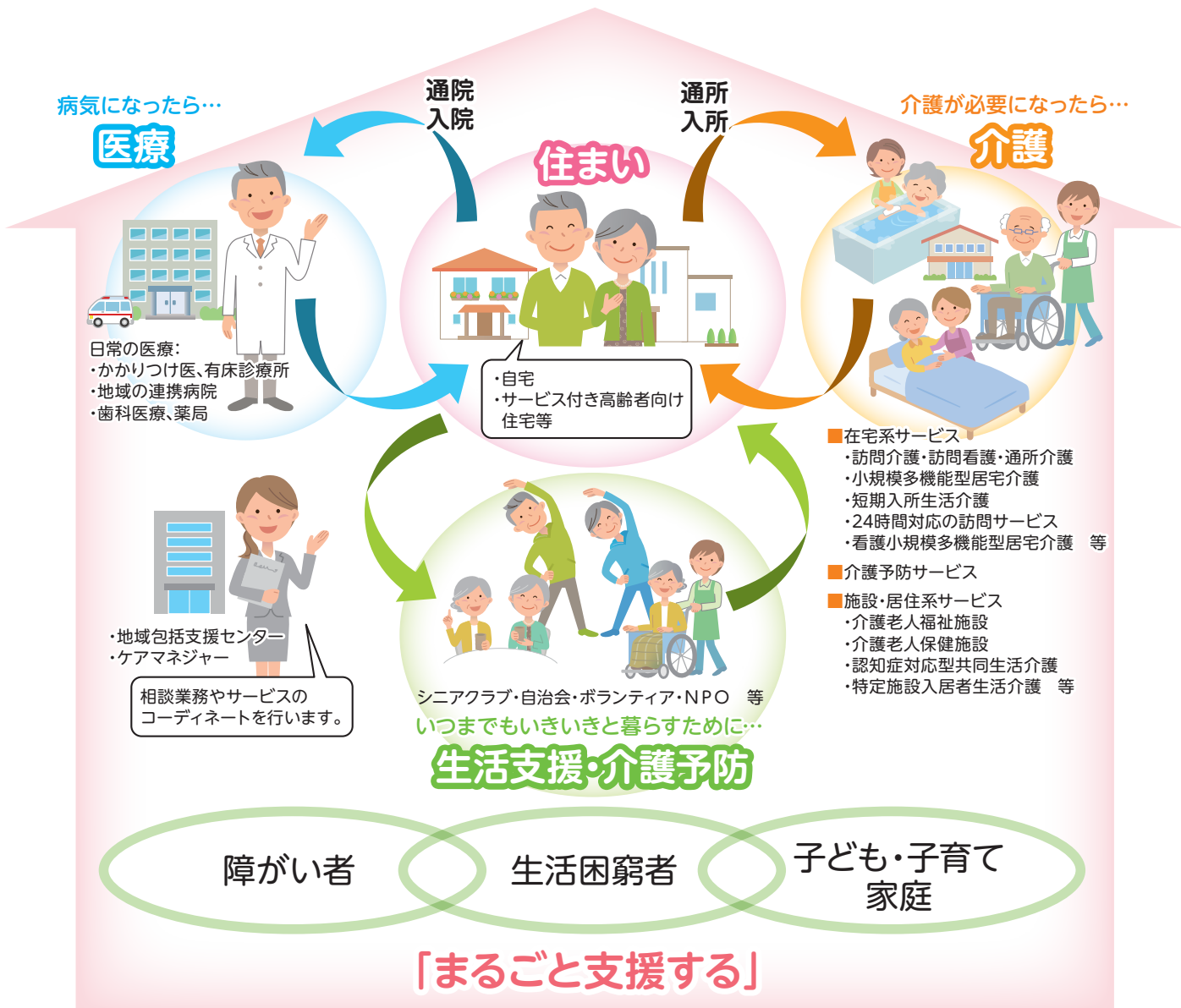
また、本計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上に達する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの充実から地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



5 めざす方向性

地域包括ケアシステムの構築と推進によって、高齢者の地域での生活を支えながら、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に作り高め合う地域共生社会の実現をめざします。

地域包括ケアシステムと地域共生社会の関係図



地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり

地域包括ケアシステムとは…

高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的に提供される体制のこと。

地域共生社会とは…

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

6 計画の基本理念と施策体系

みんなで築く健康・長寿のまち

基本理念「みんなで築く健康・長寿のまち」を達成するため、基本目標(ありたい姿)を4つ、地域包括ケアシステム構築のための重点項目を6つ、主な取組12項目を掲げ施策を推進します。

○基本目標(ありたい姿) 4つと地域包括ケアシステム構築のための重点項目6つの関連図

※基本目標と地域包括ケアシステム構築のための重点項目が関連しているところを色付けしてあります。

| 基本目標(ありたい姿) | 地域包括ケアシステム構築のための重点項目 | | | | | |
|--|-----------------------|-------------------------------|------------------------|--------------|------------------------|-------------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
| I いつまでも健康で楽しく過ごそう 高齢者が、自ら心身の健康づくりや介護予防に取り組むことを目指します。若い頃からの生活習慣病の予防や疾病の早期発見などを推進します。 | 自立支援、介護予防、重度化防止の取組の充実 | 認知症予防と認知症になっても自分らしく生活できる環境づくり | 人と人、人と社会が繋がりに支えあう地域づくり | 医療・介護連携体制の充実 | 介護サービス基盤整備と人材確保の一体的な推進 | 総合的な相談支援の推進 |
| II 趣味や生きがいを持って 自分らしく生きよう 高齢者が生きがいを感じ、いきいきと自分らしく充実した生活を送ることを目指します。自らが家庭や地域社会を支える一員として地域に貢献することを推進します。 | | | | | | |
| III 家族や地域で認め合い 共に支えあおう 高齢者が、家庭や地域の中で孤立せず、安心した生活を送ることを目指します。共に助け合い、支え合って暮らしていける地域の仕組みづくりを推進します。 | | | | | | |
| IV 安心した生活を送ろう 高齢者とその家族が、必要な時に切れ目のない介護・福祉・医療サービスを利用できることを目指します。様々な相談に適切に対応するため、関係機関の連携により相談しやすい環境をつくり、安心した生活を送ることができるよう推進します。 | | | | | | |

基本理念を達成するため、重点項目を6つ、主な取組12項目を掲げ、施策を推進します。

(1)

自立支援、介護予防、重度化防止の取組の充実

加齢に伴う心身の機能低下の予防を推進

リハビリ職などの通いの場への関与を強化し効果的なロコモ・フレイル予防を推進します。社会活動に参加することは、認知症予防や介護予防にも効果的です。週1回以上の外出を推進するとともに活動内容の充実を図ります。

主な取組
項目

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1) フレイルの予防と重度化防止 | ⇒計画書本文P73、101、162 |
| 2) 介護予防のための通いの場への移動手手段の充実 | ⇒計画書本文P53、142 |
| 3) 通いの場の充実と社会参加 | ⇒計画書本文P51、101、142 |
| 4) 心地よい第三の場作りの支援 | ⇒計画書本文P142 |

取組内容

高齢者健康づくり事業の推進

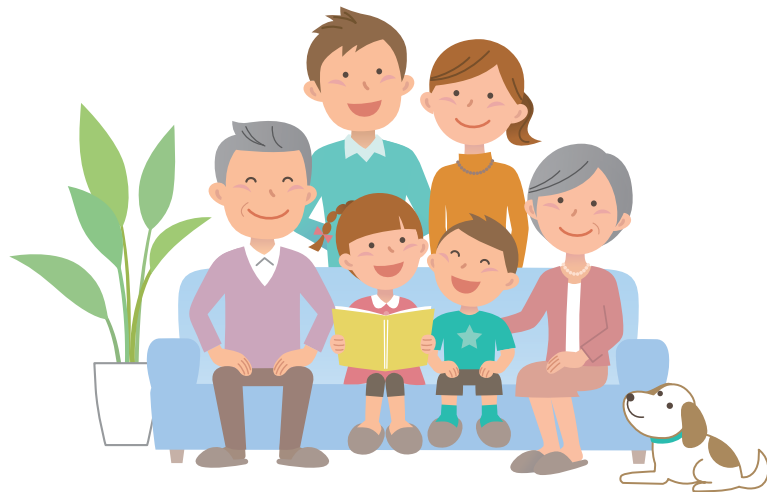
- ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施
- ・地域活動への参加
- ・シニアクラブ、サロンなどの通いの場の取組を推進 など

保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防事業を連携して実施します。高齢者の様々な健康課題を分析し、その健康課題に対して個別・集団支援を実施していきます。

市民の皆さんが取り組むこと

みんなで声を掛け合い、健診・検診を受けて健康な生活を続けましょう。
自分に合った運動を仲間と一緒に楽しく続けましょう。



(2) 認知症予防と認知症になっても自分らしく生活できる環境づくり

認知症の正しい理解や予防に関する知識の普及

自分が出来ること、やりたいことを出来るだけ続け、周りにはそれを長く続けられるよう支援します。医療・介護など専門職のケアの向上を図り、本人・介護者への支援を充実します。

主な取組項目

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 3) 通いの場の充実と社会参加 | ⇒計画書本文P51、101、142 |
| 5) 認知症になっても自分らしく生きる | ⇒計画書本文P134 |
| 6) ご近所での見守り、支えあい活動の実施 | ⇒計画書本文P142 |
| 7) 認知症ケアの充実 | ⇒計画書本文P134 |

取組内容

認知症施策の総合的な推進

- ・普及啓発講座の実施
- ・認知症バリアフリーの推進のため、本人発信支援、本人ミーティング
- ・予防のための教室、講演会
- ・早期発見、早期治療を目指すために、医療との連携を行う
- ・介護者、家族支援の場づくり

第1次 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定

市民の皆さんが取り組むこと

若い頃から趣味を持ち、仲間と一緒に楽しく続けましょう。家庭や地域の中でできるだけ自分の役割を持ち、お互いにその役割を認め合い、感謝の気持ちを持ちましょう。

(3) 人と人、人と社会が繋がり相互に支えあう地域づくり

「困った時はお互い様」をささえます

地域での見守り支援のネットワーク構築など、地域づくり活動がより活発化し、相互に助け合う仕組みが充実するよう支援します。

一人暮らしや認知症がある人も見守られる体制づくりを実施します。

行政だけでなく地域や関係機関と連携し、地域課題の解決に努めます。

主な取組項目

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 6) ご近所での見守り、支えあい活動の実施 | ⇒計画書本文P142 |
| 8) 地域ケア会議の充実と円滑な運用 | ⇒計画書本文P115、127 |

取組内容

生活支援体制整備事業の推進

- ・近所の中での見守り活動の推進
- ・様々な相談に対し関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます

市民の皆さんが取り組むこと

あいさつや声かけをするなど、近所と顔の見える関係づくりを進め、地縁・地域とのつながりを大切にしましょう。

(4) 医療・介護連携体制の充実

在宅医療や介護の現状、終末期のあり方について、広く周知します

地域の拠点病院をはじめとする医療機関と連携し、医療サービスの維持を図ります。

主な取組 項目

9) 地域の医療機関との連携強化 ⇒計画書本文P75、115、129

取組内容

在宅医療・介護の連携推進

- ・地域住民への普及啓発
- ・医療と介護の連携力を高める
- ・関係者の資質向上及び人材確保・育成

市民の皆さんが取り組むこと

在宅医療や介護保険の制度、サービス提供機関、利用方法について理解しましょう。

(5) 介護サービス基盤整備と人材確保の一体的な推進

元気な高齢者の活躍を支援します

医療・介護の専門職や生活支援の担い手、ボランティア等の確保を推進します。
質の高い介護保険サービスの充実を図ります。

主な取組 項目

10) 医療・介護サービスを支える人材の確保 ⇒計画書本文P142、160
11) 在宅サービスの充実と質の向上 ⇒計画書本文P149

取組内容

・アクティブシニア活躍支援事業の推進
・介護職場の魅力発信

第5期 介護給付適正化計画

介護サービスなどを必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービス事業者がルールに従って適切に提供するように促すことを実施します。

市民の皆さんが取り組むこと

介護が必要となった場合は、介護保険サービスを適切に選択し、残存する能力の維持向上を目指しましょう。

(6) 総合的な相談支援の推進

生活する上での各種相談に応じます

世帯をまるごと把握し、問題を取り巻く全体像から、社会資源の活用を通して、より適切な相談・支援体制を構築します。

主な取組
項目

12) 総合的な相談支援・家族支援 ⇒計画書本文P56、115

取組内容

- ・高齢者、障がい者、子ども、生活困窮、権利擁護などの関係部署及び関係機関とのネットワーク構築
- ・総合的な窓口の充実

市民の皆さんが取り組むこと

加齢や病気、災害などで日常生活に不自由がでてきた時に備え、相談先を把握しておきましょう。



8 介護サービスなどの事業費の見込み

◆標準給付費の見込み

標準給付費は、介護給付費と予防給付費をあわせた総給付費に、特定入所者介護サービス費などその他の給付費を加えたもので、第8期計画期間の合計は、約124億円と見込まれます。

(単位：千円)

| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 合計 |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 総給付費 | 3,839,198 | 3,885,632 | 3,925,023 | 11,649,853 |
| 特定入所者介護サービス費 | 161,063 | 150,527 | 150,673 | 462,263 |
| 高額介護サービス費 | 76,917 | 76,642 | 76,711 | 230,270 |
| 高額医療合算介護サービス費 | 12,000 | 10,000 | 10,000 | 32,000 |
| 算定対象審査支払手数料 | 2,392 | 2,408 | 2,410 | 7,210 |
| 標準給付費 計 | 4,091,570 | 4,125,209 | 4,164,817 | 12,381,596 |

◆地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、高齢者の社会参加や介護予防への支援のほか、地域における相談や生活支援の仕組みづくりを進めるもので、第8期計画期間の合計は、約7億7千万円と見込まれます。

(単位：千円)

| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 合計 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 137,919 | 139,264 | 139,738 | 416,921 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 116,257 | 117,342 | 118,077 | 351,676 |
| 地域支援事業費 計 | 254,176 | 256,606 | 257,815 | 768,597 |

◆保健福祉事業費の見込み

保健福祉事業費は、65歳以上の方の保険料を財源に、介護予防を目的とする市の独自事業で、第8期計画期間の合計は、約2千万円と見込まれます。

(単位：千円)

| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 合計 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 保健福祉事業費 計 | 5,756 | 6,900 | 6,000 | 18,656 |

9 第1号被保険者の保険料基準額と各段階別保険料

令和3年度から令和5年度までの3年間の第1号被保険者の所得段階別介護保険料を、以下のように設定しました。国の基準に基づき、第7段階と第8段階、第8段階と第9段階を区分する所得金額を変更しています。

平成30年度から令和2年度の
保険料基準額(月額換算)
5,700円

変更なし



令和3年度から令和5年度の
保険料基準額(月額換算)
5,700円

| | 対象者 | 基準額に対する割合 | 年額保険料 | 参考月額保険料 |
|---------------|---|--------------------|----------|---------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.30 (軽減前 0.50) | 20,520円 | 1,710円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人 | 0.50 (軽減前 0.75) | 34,200円 | 2,850円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 0.70 (軽減前 0.75) | 47,880円 | 3,990円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.90 | 61,560円 | 5,130円 |
| 第5段階 (基準額) | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 1.00 | 68,400円 | 5,700円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 1.20 | 82,080円 | 6,840円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 1.30 | 88,920円 | 7,410円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 1.50 | 102,600円 | 8,550円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人 | 1.70 | 116,280円 | 9,690円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 1.80 | 123,120円 | 10,260円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 | 1.90 | 129,960円 | 10,830円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人 | 2.00 | 136,800円 | 11,400円 |

※ 第1段階から第3段階の方には、公費による軽減措置があります。年額保険料および月額保険料は軽減後の金額を記載しています。

※ 保険料賦課決定時に年額で100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てられます。

牧之原市地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の皆さんを総合的に支えます。

電話・面談・訪問でお気軽にご相談いただけます。(時間外、休日は転送電話で対応)

相談は無料です。

知り得た情報は、情報管理責任者のもときちんと管理をし、情報を漏らすことはいたしません。

開所時間 8時15分から17時まで(オリーブとさがらは水曜日は19時まで)

地域包括支援センター オリーブ

担当地域 坂部小学校区、細江小学校区、川崎小学校区

〒421-0422 牧之原市静波991-1

牧之原市総合健康福祉センターさざんか1階にあります。

電話 0548-22-8822

地域包括支援センター さがら

担当地域 相良小学校区、菅山小学校区、地頭方小学校区

〒421-0592 牧之原市相良275

牧之原市役所相良庁舎1階にあります。

電話 0548-53-1900

地域包括支援センター さんいく

担当地域 萩間小学校区、牧之原小学校区、勝間田小学校区

〒421-0501 牧之原市東萩間2831-1

(株)笠原産業本社ビル1階にあります。

電話 0548-23-3600



地図



牧之原市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

(令和3年度から令和5年度)

発行年月 令和3年3月

発行 静岡県牧之原市健康推進部 長寿介護課

〒421-0422 静岡県牧之原市静波991-1 総合健康福祉センターさざんか

電話:0548-23-0076 FAX:0548-23-0099

牧之原市 第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画
(令和3年度から令和5年度)はこちら→

